

「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバル事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 本市における地域福祉の意識を継続的に醸成することを目的として開催する「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの実施に必要な補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの実施主体である社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会とする。

(補助金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、前条に定める者に対し、「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの事業運営に必要な費用に充てるための補助金を交付することができる。

(補助内容等)

第4条 補助内容、限度額、補助率及び補助金の交付方法については、別表に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補 助 金
補 助 内 容	「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの事業運営に要する経費
限 度 額	550,000円
補 助 率	100分の100
補助金の交付方法	概算払いとする。